

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ①幼児期の教育・保育の体制整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
1	保育所(園)等の運営	保育を必要とする子どもに安定した保育を提供し、子どもの年齢に応じた教育・保育を行う幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設と地域型保育事業の適正な運営を支援する。	子育て支援課	継続	保育園のこども園化により保護者の就労状況にかかわらず継続した教育・保育の場を提供できるように支援する。
2	保幼小の連携の推進	保育所(園)、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを構築し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を推進する。	学校教育課	継続	毎年同じ活動で満足せず、より深く園と学校がつながる活動を一緒に計画できるようにする。今年度は、交流活動が減るため、職員同士で連絡を取りながら連携を図る。
3	人権教育・保育の推進	子どもの人権を尊重しながら個々の成長を支え、思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう人権教育・保育を推進する。	子育て支援課	新規	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、自分を大切にできる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。
4	保育士の確保と質の向上	保育士の業務負担を軽減するために必要なICT※システムを導入するとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。また、市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	子育て支援課	新規	ICTの導入を積極的に進める。保育人材の確保のために、保育士バンクを広報・新聞の広告等に掲載し周知を図る。保育士研究会についても引き続き支援していく。

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
5	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を実施する。	図書館	継続	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を行う。
6	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館	継続	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

7	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	子育て支援課	継続	必要数の保育士を確保し、より充実した保育を図る。
8	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育所(園)を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	子育て支援課	継続	引き続き事業を実施し、気がかりな子どもへの適切な対応ができるよう、保育士や保護者を支援していく。
9	障害児通所支援事業	障がいのある子どもに専門的な施設等において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を行う。	子育て支援課	継続	2年度も継続して、計画支援事業所と療育事業所と市町担当課と連携し、相談しながら支援できるようにする。
10	地域子育て支援拠点事業	子どもや子育て中の親等が気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。	子育て支援課	継続	引き続き事業を継続し、相談しやすい環境を整えることで、保護者支援と児童の健全育成につなげたい。
11	保育所(園)等地域活動事業	保育所(園)等において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動を行う。	子育て支援課	継続	引き続き継続することで、地域に根差し、地域から愛される園を目指す。
12	保育所(園)等の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	子育て支援課	継続	引き続き、全公立園にて園開放日を設ける。
13	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	子育て支援課	継続	引き続き、延長保育を実施することで、保護者が安心して子供を預けることのできる環境づくりに努める。
14	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討を進める。	子育て支援課	継続	当面はすみずみ子育てサポート事業での対応とする。今後、休日保育のニーズが高まるようであれば検討していく。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

15	乳児保育事業	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	子育て支援課	継続	引き続き、乳児保育を実施し、乳児期からの保育を必要としている保護者のニーズに応えていく。
16	病児・病後児保育事業	保育所(園)に通所する児童等が病気、または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子育て支援課	継続	引き続き、病児・病後児保育を実施し、安心して子育てができる環境を整えていく。
17	子育て短期支援事業(ショートステイ)(トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子育て支援課	継続	引き続き、子育て短期支援事業を実施し、養育が困難になった児童の健全育成に努める。
18	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所(園)等において一時的に子どもを預かり保育する。	子育て支援課	継続	引き続き、一時預かり事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。
19	すみずみ子育てサポート事業の推進(施設型・派遣型)	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加等で、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝い等を行う。	子育て支援課	継続	継続して事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。
20	ファミリー・サポート・センター事業	ニーズの高まりに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。	子育て支援課	継続	保護者のニーズに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。
21	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣する。	子育て支援課	継続	継続して制度の周知を図り、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、その生活を支援する。
22	民間保育園施設整備補助事業	受入れ対象児童の拡大や保育サービス、保育環境を充実させるための施設整備等に対して民間保育園へ補助する。	子育て支援課	継続	民間保育園の施設整備に対する要望がある場合には、検討を行う。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

23	児童福祉施設環境整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育所(園)等において、安全で長期間快適に活動ができるように、施設の計画的な整備等を行う。	子育て支援課	継続	霞幼保園及び安田幼保園において改修工事を実施する。
24	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子育て支援課	継続	継続して広報啓発を行う。
25	公立保育園等管理運営事業	少子化が進行する中、様々な政策や社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応し効率的な運営をするために、公立保育園等の在り方を検討する。	子育て支援課	新規	今後の公立保育施設の適正な定員、閉園、改修などについて検討する。

1 子どもが笑顔で育つまち — (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ③就学後の教育・保育の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
26	放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導等を行う。	子育て支援課	継続	引き続き実施し、児童の健全育成並びに保護者の就労等を支援する。
27	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、学校・コミュニティセンター等を利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習スポーツ課	継続	通年と長期休暇の教室を地域性を鑑みたくうえで開催していく。
28	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供を拡充する。	子育て支援課	継続	一つでも多くの子ども教室と連携し、実施数を増やす。
			生涯学習スポーツ課	継続	連携したことがある教室の担当者のノウハウを共有する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

29	特別教育支援事業	心身に障がいのある子どもや気がかりな子どもの教育に関して、個に応じた教育を受けられるよう支援する。	学校教育課	継続	より深い話し合いが持てるよう、判断会の持ち方を考慮し、計画的に進められるようにする。引き続き気がかりな子にとってよりよい学びの場について、専門的な意見をいただきながら教育支援を図っていく。
30	学級運営支援事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を配置する。	学校教育課	継続	限られた支援員を有効に活用するため、各学校の状況をヒアリング・現地確認の実施等により正確に把握し、適正な配置を図る。
31	学校図書館支援事業	学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課	継続	昨年度の活動を継続して行う。特に中学校図書館司書と小学校図書館担当との連絡をさらに密にし、小学校図書館の管理・運営をよりよくする。また、市立図書館との連携も図る。
32	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、子どもたちの交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課	継続	同様の事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせ、より多くの体験や交流により地域への愛着心を持てるようにする。
33	わんぱく少年団事業	自然の中で行われる様々な活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎や手段を学び、健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	子どもたちに様々な体験を提供するため、新たな活動を企画する。また、従来の定番企画も見直しを図り、より充実した活動を目指す。また、例年は、市内中高生の団体である坂井市ジュニアリーダーズクラブに協力を得て、活動に取り組んでおり、交流が盛んなので、今後も良好な関係を築いていきたい。
34	スポーツ少年団事業	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	指導者向け講習会への積極的な参加を促し、子どもたちへより良い指導を行えるようにする。
35	文化芸術による子どもの育成事業	小中学校において、芸術家の公演等を行うことで、子どもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課	継続	5校から希望があったところ、5校全てが採択を受けたが、団体との日程調整を経て、1校は中止となった。今回は「演劇」「人形劇」「落語」の種目で実施予定。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

36	人権啓発活動の推進	思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう、あらゆる機会をとらえて、人権に関する講座や啓発活動を行う。	総務課	新規	市内4小学校にて「人権の花運動」を実施。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。
			女性活躍推進室	新規	街頭啓発や出前講座を実施し、人権に関する啓発を行う。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
37	母子(親子)健康手帳の交付	母子(親子)健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課	継続	母子健康手帳の交付時に、今後の妊娠・出産・子育てを安全に安心して過ごせるように各種母子保健事業の説明や情報提供を行う。また、より丁寧な面談で状況把握に努め、個に応じた相談を行い切れ目ない支援につなげる。
38	母子保健推進員による母子の健康づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	健康増進課	継続	母子の健康増進を図る為に、引き続き母子保健事業の協力や参加者との交流を実施する。また、増員を図る。
39	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診費用について助成する。	健康増進課	継続	引き続き、全妊婦に対して14回の妊婦健診の助成を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう支援する。
40	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課	継続	引き続き、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する為に治療費の助成を実施する。
41	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外医療機関での妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。	健康増進課	継続	引き続き、里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。
42	乳幼児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳幼児の健全育成や保護者への育児支援を図る。また子どもにとって適切な生活習慣を確立できるよう、知識の普及に努める。	健康増進課	継続	医療機関及び集団健診において、引き続き総合的な健診を行い、児の発達や保護者の育児状況等を確認し、必要な者には継続的に支援を実施していく。
43	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を図る。	健康増進課	継続	早期から虫歯予防の為に知識普及を図っていく為の教室や健診での個別指導を実施する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

44	5～6か月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。	健康増進課	継続	引き続き、児の成長発達の確認を行い、離乳食や子育てについての相談を実施し、不安解消に努める。
45	発達相談(ひまわり相談)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安等に対して小児科医等、専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、かかわり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	健康増進課	継続	発達に気がかりさがある児に対して、タイムリーに発達相談につなげ、保護者への助言を行う。また、必要時には専門機関を紹介し、継続的に支援を行う。
46	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課	継続	接種勧奨に努め、接種率の向上を図る。
47	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課	継続	接種勧奨に努め、接種率の向上を図る。
48	児童生徒健康管理事業	保育所(園)、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。	子育て支援課	継続	継続して定期的な健診・検査を実施する。
			学校教育課	継続	虫歯を早期発見をしても治療に行かない児童がいるので、養護教諭を通してさらに治療促進に努める。また、健康や安全の保持増進を昨年同様図る。
49	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入及び更新を図る。	三国病院	継続	当院は、市内でも数少ない産婦人科、小児科、人工透析を標榜していることから、これらの診療に必要なとする医療機器の整備に努める。分娩監視装置、体重計付き透析ベッド等の導入及びCT装置の更新を予定。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

50	緊急医療対策事業	地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。	三国病院	拡充	二次救急医療病院として重要な社会インフラとしての役割を担うため、対応可能な範囲において救急時の診療を行う。
51	小児救急医療支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課	継続	小児救急医療体制の確保を図る。
52	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するために産後の母と子のケアを充実する。	健康増進課	新規	支援が必要な母子に対して利用を促し、母親とその家族が健やかに育児ができるよう支援していく。

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ②食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
53	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所(園)においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。	健康増進課	継続	食生活改善推進員による地域に根付いた食育活動を通し、健康的な食習慣普及や食育推進を行う。 市内食育関係団体の連携を強化し市全体で食育推進できるよう努める。
			学校教育課	継続	今年度も引き続き、味覚の授業(だしの授業)を実施して、食育の推進を実施する。また、地場産食材をふんだんに使用した献立を全小中学校の学校給食で提供する。
			農業振興課	継続	令和元年度の事業を継続して実施する。
			子育て支援課	継続	引き続き継続し、給食での地場産物の利用の促進、園での食育活動、保護者への啓発を行う。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ①親育ちへの支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
54	パパママレッスン(両親学級)	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ場や、妊婦同士・父親同士が交流を持つ場とする。	健康増進課	継続	妊婦が安心して妊娠・出産・子育てができる為の知識の普及や父親の育児参加を勧める為の教室を実施していく。
55	妊婦・新生児・乳幼児等訪問指導	妊婦・新生児・乳幼児等については早期支援が必要な者等を訪問する。産婦・乳児については生後4か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	健康増進課	継続	より早期に訪問が必要な妊婦や乳幼児等に対しては早期に訪問し、家庭状況の確認や母の精神面での支援・育児指導等を実施していく。また、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努める。
56	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていく中で保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課	継続	引き続き月齢に応じた教室を通して情報提供および支援を行い、保護者の不安解消ができるよう努める。
57	栄養相談・栄養指導の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。	健康増進課	継続	引き続き、保健事業と併せて実施する。
58	心の家庭教育支援事業	元保育士や元教員等、地域の子育て経験者による「坂井市家庭教育支援チーム」で、児童や保護者相談会の開催、子育て情報に関する広報誌の発行等を行い、家庭教育力の向上を図る。また、支援員のスキルアップとして、専門講師による家庭教育に関する相談対応の研修会を行う。	生涯学習スポーツ課	継続	市内小学校の昼休み時間に子ども相談室を行い、児童の些細な変化を把握するよう努める。また、支援員の研修を行い、保護者相談対応のスキルアップを図る。
59	育児講座の開催	子育て支援センターや各保育所(園)等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	子育て支援課	継続	引き続き育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

60	思春期教室	小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	健康増進課	継続	引き続き、市内の中学校において思春期教室を実施し、命の大切さ等を伝える。
61	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児等あらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座等を通して意識啓発に努める。	女性活躍推進室	継続	学童期から男女共同参画の意識を育むことができるよう、計画的に出前講座等を実施していく。また、様々なイベントの機会をとらえて、啓発活動に取り組む。
62	父親の子育て推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康増進課	継続	引き続き、父親の積極的な育児参加を勧める為の教室やパンフレット等の配布を実施していく。
63	坂井市地域子育て世代交流活動事業	地域の親子及び3世代間交流活動を通して、子どもが健やかに育つことを目的とする自主的団体の活動を支援する。	子育て支援課	継続	地域の実情を見ながら、自主的団体の活動について支援していく。
64	子育てサークルへの支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子育て支援課	継続	引き続き子育てサークルの活動を多面的に支援し、楽しく子育てできる環境を整えていきたい。

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
65	ひとり親家庭等に対する自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。	子育て支援課	継続	自立支援員を配置し、引き続き福祉総合相談室と連携しながら、自立支援を行う。
66	子どもと女性に対する相談事業	家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、児童虐待やDV被害等の様々な相談に対応する。	子育て支援課	継続	家庭相談員、ひとり親支援員、女性相談員、関係機関と情報を共有しながら包括的な支援を行う。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

67	子育てほっとメール&電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に対応する。	健康増進課	継続	妊娠・出産・子育て等の不安に対して、メールや電話等において、タイムリーに相談できるように努める。
68	#8000子ども救急医療電話相談	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。	健康増進課	継続	引き続き、パンフレット配布等により子供の急な病気の対処法について電話相談先を周知徹底していく。
69	子育て世代包括支援センターの充実	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。	子育て支援課	拡充	相談窓口の充実を図り、新たに専門員を雇用して相談活動を充実させ、支援プランの策定や、他の機関との連携調整を行う。
			健康増進課	拡充	妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供する為のマネジメントを実施する。妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。
70	子ども家庭総合支援拠点の設置	支援拠点に専門職員を配置し、子どもと家庭、妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な包括的・継続的な支援を行う。	子育て支援課	拡充	子育て支援課に専門職員を配置し、妊娠期から子育て期に関する相談を包括的に実施し、必要な場合は専門機関や関係機関につないでいく。

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ③情報提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
71	情報発信の推進	ICTを活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等を推進する。	子育て支援課	継続	公立保育施設にICTを導入し、保護者に発信する情報内容を定める。
			健康増進課	継続	子育て支援課と連携し、子育てアプリを導入し、情報発信していく。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ①働き方の見直し・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
72	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県等が発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課	継続	引き続き情報提供を行う。
73	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と仕事以外の子育てや介護、地域活動等をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行う。また、企業に向けても、父親が育児休業を取得しやすい職場風土作りへの取り組みを推進する。	女性活躍推進室	継続	イクボス宣言企業における女性活躍や働き方改革の取り組みを後押しする事業を継続して実施していくとともに、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていけるよう、様々な制度やサービス等について周知・情報提供していく。

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ②雇用の促進・就労の支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
74	職業訓練の周知・紹介	県等が実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課	継続	引き続き情報提供を行う。
75	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課	継続	引き続き情報提供を行う。
76	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	観光産業課	継続	引き続き情報提供を行う。
77	産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援	妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。	子育て支援課	継続	継続して妊娠中・育休中から、保育園入園希望の前年度から入所申込みの受付を実施する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

<u>78</u>	就労支援事業(生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管: 福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	福祉総合相談室	新規	労働局・ハローワークと坂井市(所管: 福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、関係機関による包括的な就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。
			子育て支援課	新規	労働局・ハローワークと坂井市(所管: 福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、関係機関による包括的な就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。
<u>79</u>	坂井市企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	観光産業課	新規	引き続き支援する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

2 家庭が笑顔で育つまち - (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 - ①専門的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
80	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子育て支援課	継続	ひとり親家庭の親の自立を支援するため、引き続き事業を実施する。
81	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立を目指すひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。	子育て支援課	継続	ひとり親家庭の親の自立を支援するため、引き続き事業を実施する。
82	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課	継続	事業を継続し、難病児童に対しては坂井健康福祉センターと情報交換しながら相談を受けていく。
83	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付や、修理等を行う。	社会福祉課	継続	事業を継続し、適切に支給していく。
84	特別支援教育就学援助事業	小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課	継続	対象児童生徒の保護者に対し、家庭状況に応じて経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行う。
85	日中一時支援事業(地域生活支援事業)	日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課	継続	障がい児童の受入れ先の確保について、放課後等サービス事業とも情報交換しながら確保に努める。
86	相談支援事業(地域生活支援事業)	障がいのある子ども、その保護者、介護者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	子育て支援課	継続	障害児支援利用計画について、子ども一人ひとりの状態を見つつ、相談、支援を行う。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

87	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課	継続	事業を継続し、児童数に応じて、対応していく。
88	気になる子のフォロー体制の充実	保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。	健康増進課	継続	切れ目ない支援の為に、気になる子についての情報を保護者の了承のもと関係機関と共有し、支援方法等を検討する。また、関係機関が集まってフォロー体制の構築に努める。
			子育て支援課	継続	関係機関と連携をとり、情報共有しながら支援に努める。
			学校教育課	継続	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実に努める。
89	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関が地域の課題や対応策について協議の場を設け、連携体制の構築を図る。	社会福祉課	継続	児童部会と連携しながら連携体制の構築に向けて推進していく
			子育て支援課	継続	児童部会と連携をとり、医療的ケア児の支援に向けた協議を行っていく。
			健康増進課	継続	対象児がいれば、関係機関と連携し、早期に医療的ケア児の実情を把握し、支援方法について検討する。
			学校教育課	継続	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒を想定した、話し合いの場を持つよう、検討する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

90	子どもの貧困対策	すべての子どもが夢や希望を持ち成長していけるよう、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援等、包括的に実施する。	福祉総合相談室	新規	居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。
			子育て支援課	新規	子どもが健やかに成長するため、関係機関と連携し、情報共有しながら必要な支援を行う。必要に応じて、子どもだけでなく世帯全体の支援を行う。
91	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	坂井市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作りを推進する。多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。	福祉総合相談室	新規	相談者の複合化複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。
			市民福祉部各課 (社会福祉課)	新規	子どもも含め、地域における相談先や見守り活動の充実に努める。また住民主体による地域の生活課題の把握とその課題解決に向け、取組み活動につなげていくことができる体制に努めていく。
			市民福祉部各課 (高齢福祉課)	新規	さかまる会議(相談支援包括化推進個別会議)等への参加により、子育て世代の課題についても問題共有を行う。また、子ども・子育ての相談から、それにかかわる高齢者の課題に結びつくこともあるため、連携した相談支援を行う。
			市民福祉部各課 (健康増進課)	新規	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる相談支援体制作りを推進する。また、関係機関と連携し、支援方法を検討していく。
			市民福祉部各課 (子育て支援課)	新規	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

			市民福祉部各課 (市民生活課)	新規	他分野に亘る専門的知見を持ち寄って問題の検証と解決に向けた検討を図る包括的相談支援体制の場に積極的に参加することで、消費者問題の窓口として寄せられる相談事案への適切な対応を図る。
			市民福祉部各課 (保険年金課)	新規	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の子どもがいる場合、子どもには納税課と連携しながら有効期限6か月の被保険者証を交付する。また、その問題を窓口として家庭の課題に適切な対応ができる機関につなぐ。
92	生活困窮者自立支援事業	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口と情報とサービスの拠点とするほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。	福祉総合相談室	新規	生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。
93	外国籍の子の保育環境の充実	日本語がほとんど話せない保護者や園児を保育園で受け入れた際、コミュニケーションがとれるよう体制の充実を図る。	子育て支援課	新規	世帯の状況を十分把握し、状況に応じて、翻訳機の使用やイラスト等の活用など、伝達方法を工夫し、文化や生活習慣の違いが発達の障害にならないよう配慮する。

2 家庭が笑顔で育つまち - (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 - ②虐待防止への支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
94	民生委員児童員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所(園)・児童館等を訪問や連携を図り、民生委員児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課	継続	地域の見守り活動や相談先として事業を継続し、学校、地域との連携強化を推進していく。
95	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所(園)・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。	子育て支援課	継続	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実に努める。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ①各種手当の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
96	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子育て支援課	継続	家庭生活の安定と、児童の健全育成のため引き続き事業を継続する。
97	重症心身障害児(者)福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子ども(人)の保護者で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない児童を介護する方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める
98	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める
99	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に国が支給する。	社会福祉課	継続	支給決定は県であるため、県と連携し事業の周知と適切な支給努める
100	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	継続	ひとり親家庭の経済的支援として、事業を継続していく。

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ②医療費助成の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
101	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子育て支援課	継続	R2年10月より、対象年齢を高校3年生まで拡充し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

102	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給し、出生時の健康の保持を図る。	子育て支援課	継続	入院を必要とする未熟児に対し、引き続き事業を継続する。
103	重度障害者(児)医療費助成事業	重度の障がいのある子ども(人)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	社会福祉課	継続	こども医療費制度終了の対象者に対し、適切に重度障害者医療費助成制度につなげていく
104	自立支援医療費支給事業(育成医療費支給事業)	身体に障がいのあるかまたは現疾患を放置すると将来一定の障がいが残ると認められる子どもに対し、手術等の治療等によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、経済的負担を軽減するためその治療に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める
105	ひとり親家庭等への医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子育て支援課	継続	引き続き事業を継続し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ③経済的負担の軽減

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
106	保育料の負担軽減	保育所(園)に同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	子育て支援課	継続	令和2年9月からの所得制限額以下の世帯における第2子の保育料無償化の実施により、子育て世帯の支援を図る。
107	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課	継続	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

108	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子育て支援課	継続	引き続き事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減と地元商店の経済活性化を図る。
109	交通災害等遺児就学支度金支給事業	小・中学校及び高等学校等に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。	子育て支援課	継続	交通災害等遺児の就学時の経済負担を支援するため、引き続き事業を継続する。
110	交通遺児救済金支給事業	生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救済金を支給する。	子育て支援課	継続	交通災害等遺児の就学中の経済負担を支援するため、引き続き事業を継続する。
111	ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課	継続	貸付が必要なひとり親家庭に対し、引き続き事業を継続していく。
<u>112</u>	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	子育て支援課	新規	引き続き、ひとり親家庭等の子どもが、病児・病後児保育や放課後児童クラブを利用する際の利用料を減免し、経済的負担を軽減する。 また、新たに、ひとり親家庭高校生の通学費助成事業を開始する。公共交通機関の定期券購入費や市コミュニティバス利用料金に対して助成を行い、子育てしやすい環境づくりを推進する。
<u>113</u>	給食材料費補助事業	私立の保育園、認定こども園、未移行幼稚園及び国立大学法人附属幼稚園に在園する満3歳以上の児童の給食費を補助する。	子育て支援課	新規	私立保育園等で免除対象となる保護者負担分を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ①施設等の環境整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
114	児童館活動事業	現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	子育て支援課	継続	老朽化している施設に関しては、必要な修繕を行いながら、来館児童が安全に使用できるよう努めていく。
115	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	まちづくり推進課	継続	前年度に要望調査を行った結果、17件の要望を受けており順次改修を行っていく。 引き続き、コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。
116	スポーツ施設の整備	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園等スポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課	継続	市内全体育施設に関し、老朽化の状況、利用実態、統廃合の可能性等を検証し、体育施設マネジメント計画の策定に着手する。
117	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課	継続	引き続き市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。
118	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子育て支援課	継続	地域のニーズに対応できるよう、事業を継続していく。
119	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会	継続	5地区×50,000円(上限)で助成
120	危険箇所の点検及び補修	市道の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課	継続	道路パトロールの強化に取り組み、市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

121	歩道整備	子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	建設課	継続	安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。
122	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。	安全対策課	継続	防犯灯の灯器更新、設置を進めるため、要綱を改正し、令和6年度まで設置灯数の制限をなくした。

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - (2)犯罪や事故等の防止・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
123	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課	継続	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。
124	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を行うとともに、安全に関する教育の充実を図る。	安全対策課	継続	市直営の防犯カメラ設置(14か所15基を予定)。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の活動支援(加入促進)。防災メール、防災アプリの普及促進。
125	交通安全教室の実施	子ども、児童が被害者となる交通重大事故防止のため、小学校での自転車教室及び保育所(園)・幼稚園・小学校等での交通安全教室等を実施し、児童・園児及びその保護者の交通安全意識向上を図る。	安全対策課	継続	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、DVD教材を活用した教養を実施する。自転車教室は座学、実地講習の日を分けて実施する。
126	交通安全図画ポスターコンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止意識の向上を図るため、市内の小中学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	安全対策課	継続	課題を児童の交通事故防止の他、交通情勢に応じたもの(令和2年は「あおり運転」)もいれ、家族全体で交通事故防止について考えるものとする。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

127	交通指導員の配置	朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを通じて声掛けを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。	安全対策課	継続	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、より児童、生徒の保護を重視したきめ細かい街頭監視活動を行う。(児童の登校初日など)
128	防犯パトロールの実施	子どもへの声掛け事案等の犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	安全対策課	継続	犯罪多発箇所、時間帯の情報提供を行うとともに、学校、公園など子どもが集まる場所のパトロール、見守り活動を行っていく。
129	不審者対策	保育所(園)・幼稚園・学校等において防犯訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に予防や防護策を学ぶための講習会を開催する。	子育て支援課	継続	引き続き、警察と連携し、防犯訓練等を実施していく。
			学校教育課	継続	警察と更なる連携を強化し、園児・児童生徒対象や教職員対象や、さまざまなパターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。
130	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動等を行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習スポーツ課	継続	青少年の非行防止ならびに健全育成の啓発活動を引続き実施する。特に、補導員による街頭指導・青少年相談・学校周辺や通学路付近の青色回転灯装着車による見守り活動と不審者対策巡回強化等を実施する。また、公共施設等に設置されている白いポストにおける青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄を実施する。
131	情報モラル教育の実施	小・中学校において、インターネットやスマートフォン等の利用に関して子どもたちがその危険性を理解し正しい利用方法を実践できるよう、警察や関係機関と連携し、授業や講座を実施する。また、ネット依存防止のため、子どもたちがスマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール運動」を推進する。	学校教育課	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートルールが守られているかどうかの検証や実際に有効なものになっているのか常に確認していく。 ・ひまわり教室等の専門機関との連携を図る。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

3 地域が笑顔で育つまち - (2)市民ネットワークの形成 - ①世代を超えた市民の交流の場の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画
132	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで、地域に開かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課	継続	市民が安全安心に学校施設を利用することができるよう、計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めていく。
133	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課	継続	コロナ禍の中で、開催できる事業を積極的に行い、次年度以降の事業の見直しにつなげる。また、子どもの健全育成のために、既存の事業についても改善を図り、子ども会役員が活躍できる場を創出し、次世代の育成に努める。
134	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習スポーツ課	継続	昨年度同様、補助金を交付するだけではなく、行政の活動等に積極的に参加してもらい、団体の知名度を上げて会員増加の支援をしたい。
135	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習スポーツ課	継続	各支部の見守り活動に関しては、昨年度同様継続していく。見守り隊員の高齢化や児童の活動時間の多様化に対応するために、従来の見守り隊以外に新しい見守り活動を始め、活動に参加する門戸を広くする。
136	協働のまちづくり事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	まちづくり推進課	拡充	第1期まちカレ修了生グループが設立したNPO法人と協働して、市民協働の学び舎「まちづくりカレッジさかい」事業を運営・実施していく。 また、実践的なまちづくり活動をプランニングする「まちづくりプランミーティング」と、そのプランを実践する「まちづくりラボラトリー」に取り組み、まち協との連携を図る。

第2期 子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度計画】

137	社会教育・生涯学習事業	<p>実生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進等を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。</p>	生涯学習スポーツ課	継続	<p>集客力のある講師選考に努めながら、幅広い世代の市民が参加しやすい内容の生涯学習講演を今後も実施していく。</p>
			まちづくり推進課	継続	<p>教育委員会(生涯学習スポーツ課)と連携を図りながら各種の事業を展開する。</p>
<u>138</u>	地域との交流の推進	<p>子ども食堂を始め、様々な世代が交流できる事業等、ネットワークの形成となるような地域活動の支援を進める。</p>	福祉総合相談室	新規	<p>既にあるコミュニティを利用し、地域共生社会の実現に向けて行政と地域住民の役割を理解、地域課題を解決に近づけるための体制を構築する。</p>
			社会福祉課	新規	<p>子どもも含め地域住民等が集う身近な交流拠点の充実に努める。</p>